

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (韓国)

2013年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

ソウル事務所

目次

I. 通関手続き	1
＜簡易通関・輸入申告制度＞	2
＜簡易税率＞	3
＜減免税制度＞	5
1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）	9
2. 国際宅配便・国際郵便（特有の制度、手続）	10
(1) 国際宅配便（託送品）	10
＜目録通関制度＞	12
(2) 国際郵便	12
＜免税対象＞	14
＜課税対象および輸入申告＞	14
＜輸出通関＞	16
3. 見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）	17
4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）	17
5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物	18
(1) 職業貨物	18
(2) 引越し貨物	18
＜引越し貨物の課税基準＞	19
＜引越し貨物として認められないもの＞	21
6. 旅具通関制度（携行持込の場合・別送品の場合）	22
(1) 入国通関	23
(2) 出国通関	24
＜外国人への税金還付＞	24
(3) その他携帯品通関に関する制度	25
＜ゴルフクラブ搬出入手続き簡素制度＞	25
＜携帯品遠隔地通関制度＞	25
II. 個人輸入の輸入数量限度	26
1. 食品	26
2. 化粧品	27
3. 医薬品	27
4. 医療機器	28

5. その他（嗜好品、麻薬類など）	28
III. 小口でも扱えない輸入禁止品目	29
IV. 展示会出品の小口貨物	30
1. 展示会向けにサンプルを日本から輸出し、日本に積み戻しまたは再輸入する場合の現地手続き	30
2. 展示会で保税展示品を現地で販売する際の手続き	30
3. 手荷物で持ち込む際の手続（ATA カルネを利用する場合および利用しない場合）	31
V. その他、小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと	32
＜少額物品の輸入における注意点＞	32
＜虚偽申告、滞納者に対する税金徴収・処罰基準強化＞	32
＜通関後の履歴管理＞	32
VI. 各記載内容の根拠法	33
■ 「関税法」、「関税法施行令」、「関税法施行規則」	33
■ 関税庁ホームページ「関税行政案内」	33
■ 関税庁法令情報システム	33

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

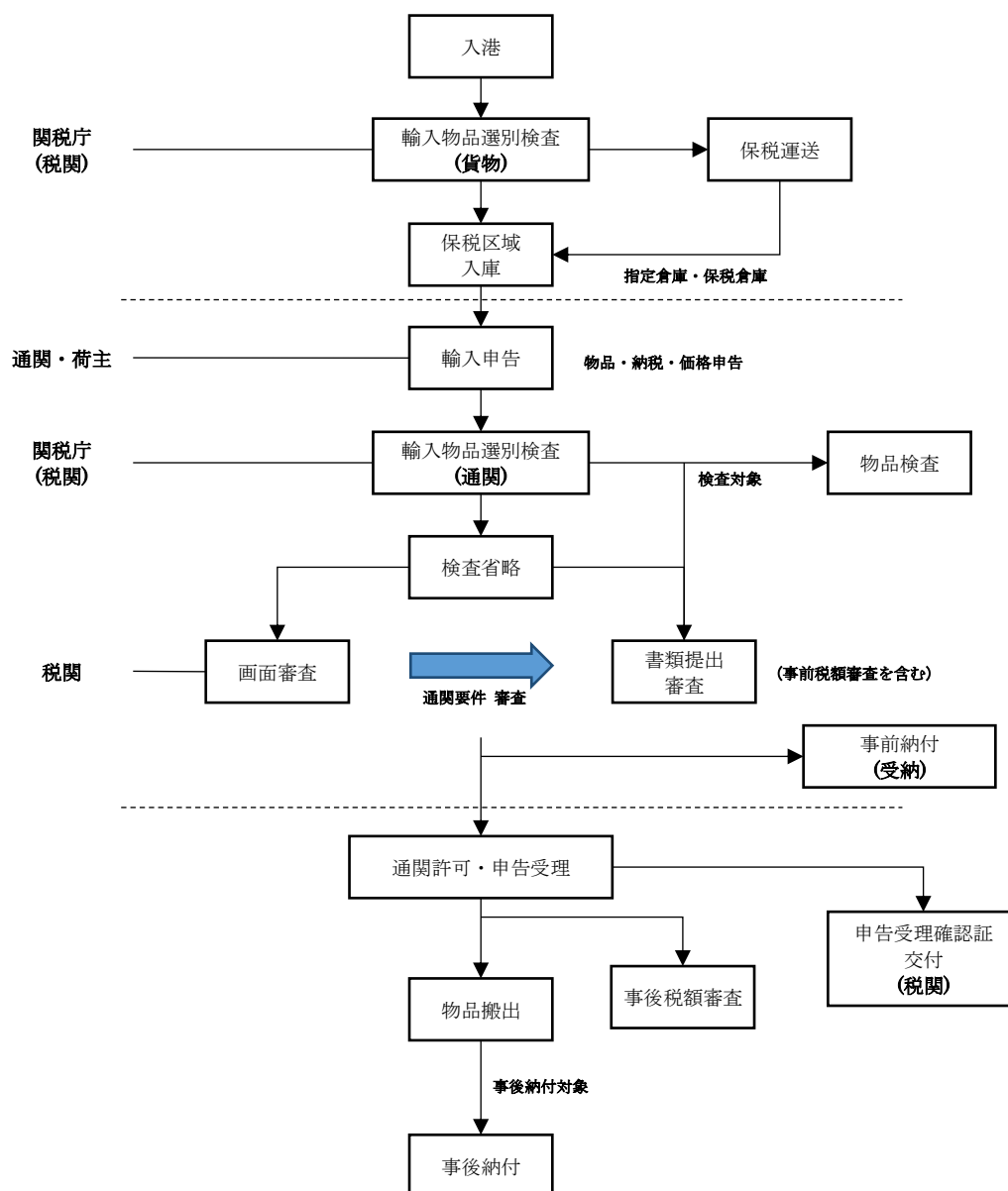
ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 通関手続き

通関とは、輸入しようとする物品を積載した船舶または航空機が、(1)出港前、(2)入港前、(3)入港後保税区域に到着する前、または(4)保税区域に入庫後のいずれかのうち、税関長に対し輸入申告し、関税法およびその他法令による審査後、輸入申告必証の交付を受けて、輸入物品を搬出する一連の手続きである。

韓国における通関のフローは、以下の通りである。

図表 1. 輸入通関手続のフロー



出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」

＜簡易通関・輸入申告制度＞

簡易通関・輸入申告制度¹は、正式な輸入申告手続きと異なり、文字通り簡易な通関手続や輸入申告と、簡易税率を適用²する制度である。輸入申告が省略できる、または添付書類提出が不要で簡易申告書のみを提出することで輸入通関ができる。同制度は、主に旅行者の携帯品または別送品、郵便物、宅配便、少額物品などに限って適用される。商品価値があると認められるものや商業用貨物は対象外である。

簡易通関・簡易輸入申告の対象を以下にまとめた。

図表 2. 簡易通関・簡易輸入申告の対象

区分		内容
簡易通関 手続対象	旅行者の 携行品・別送品	- 旅行者や外国を往来する運送手段の乗務員が、個人用品や贈り物を直接携行して搬入した場合 - 旅行者の個人用品を宅配搬入した場合
	郵便物	- 海外の親戚や友人からの贈り物 - 韓国内居住者が個人使用目的で購入したものを郵便で搬入した場合 ※一般輸入制限事項に該当する場合、または、US\$1,000 を超過した場合は、正式な輸入申告が必要
	託送品 特急託送品 ³	- 海外の親戚や友人または関係会社からの贈り物、サンプル、瑕疵補修用物品など - 韓国内居住者がインターネット通販などで、個人使用目的で購入したものを郵便で搬入した場合⁴
簡易輸入申告対象 ⁵		- 韓国内居住者が受領する当該物品の課税額が「運賃を含み、15 万ウォン以下」のものであり、個人使用の物品として認められた免除対象品 - 運賃を含む当該物品の課税額が、合計で US\$250 以下の商業用見本品 - 輸入承認が免除される設計図 「外国換取引法」により、金融機関が外国為替業務のために輸入する支給・支払手段
輸入申告省略対象		- 外交行囊により搬入される免除対象品 - 来韓する外国の国家元首とその家族および随員に属する免除対象品 - 遺骸（遺骨）および遺体 - 新聞、ニュースを取材したフィルム、録音テープなど、マスコミ機関の報道用機材 - 在外公館などより外務部⁶に発送される資料 - 記録文書や書類 - 外国に駐屯する国軍から返還される公用品 （※軍艦、または、軍用機（チャーターを含む）に積載され、韓国内に到着した場合に限る）

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」

¹ 「関税法」第 241 条第 2 項（全文改正 2010. 12. 30）

² 「関税法」第 81 条（全文改正 2010. 12. 30）

³ 「関税法」第 254 条の 2（全文改正 2010. 12. 30）

⁴ 「関税法」第 254 条（全文改正 2010. 12. 30）

⁵ 簡易輸入申告書に申告事項を記載して提出（添付書類の提出を必要としない）

⁶ 日本の外務省に相当

＜簡易税率＞

簡易税率は、主に簡易通関や簡易輸入申告の際に適用される税率である。「関税法」第 81 条による簡易税率の適用対象は以下の通りである。

図表 3. 簡易税率の適用対象

区分	内容
「関税法」第 81 条による簡易税率の適用対象 ⁷	・旅行者または外国を往来する運送手段の乗務員が、直接携帯して輸入するもの ・郵便物（ただし、輸入申告を必要とするものは除く） ・外国から船舶または航空機の一部を修理または改修を行うために使用された物品 ・託送品または別送品
「関税法」第 81 条の規定に関わらず、簡易税率の適用対象外のもの ⁸	・関税率が無税であるものと関税が減免されるもの ・輸出用原材料 ・「関税法」第 11 章の犯則行為に関連するもの ・従量税が適用されるもの ・輸入申告の際、荷主が課税対象物品の全部に対し、簡易税率の適用を望まないと要請した場合の当該物品 ・以下のいずれかに該当するもので、関税庁長の定めによるもの － 商業用として認められる数量の物品 － 高価品 － 当該物品の輸入が、韓国内の作業を阻害する恐れがあるもの － 「関税法」第 81 条第 4 項による単一の簡易税率の適用が、課税バランスを顕著に阻害する恐れがあるもの

出所：「関税法」（施行 2013. 10. 1）、「関税法施行令」（施行 2013. 11. 5）をもとに作成

なお、「関税法施行令」の[別表 2]簡易税率 [第 96 条関連]による簡易税率は、以下の通りである。

⁷ 「関税法」第 81 条第 1 項（全文改正 2010. 12. 30）

⁸ 「関税法施行令」第 96 条第 2 項（改正 2001. 12. 31）

図表 4. 簡易税率

品目	税率
1. 次のいずれかに該当する物品のうち、個別消費税が課税されるもの	
イ. スロットマシン、遊技用の射幸器具、その他の娯楽用品、狩猟用銃砲類	55%
ロ. 宝石、真珠、鼈甲、サンゴ、琥珀、象牙、またはこれらを使用した製品 貴金属製品、高級時計、高級カメラおよびその関連製品	一定金額以上の場合 金額の 50% を税率適用 ⁹
ハ. 鹿茸（鹿の角）	45%
ニ. 芳香用化粧品（香水など）	35%
ホ. ローヤルゼリー	30%
ヘ. 冷蔵庫、冷房機、洗濯機、テレビ	27%
2. 修理船舶（無関税のものを除く）	2.5%
3. 次のいずれかに該当する物品のうち、基本関税率が 10% 以上のものであり、個別消費税が課税されないもの	
イ. 毛皮のコート、毛皮衣類の付属品、その他毛皮製品	30%
ロ. 革製、またはコンポジションレザー製の衣類とその付属品 紡織用繊維と紡織用繊維の製品、靴類	25%
4. 次のいずれかに該当する物品。 ただし、高級毛皮およびその製品、高級絨毯、高級家具、乗用自動車、酒類、タバコを除く	
イ. 上記の「1」 ないし「3」に該当しないもの	20%
ロ. 上記の「1」 および「3」に関わらず、旅行者が携帯輸入するもので、 1 人当たり課税対象の物品価格合計額が、US\$1,000 以下のもの （※鹿茸、芳香用化粧品を除く）	20%

出所：「関税法施行令」の[別表 2]（改正 2010. 3. 26）

⁹ 課税価格 1,852,000 ウォンを超過した場合のみ（超過金額の 50%+374,000 ウォン）

＜減免税制度＞

「関税法」第4章で定められている関税の減免などを以下にまとめた。なお、各項目は、「関税法」の施行令と施行規則により、減免税が適用される物品や対象主体の詳細基準が定められており、同表の各項目に関連条項を表記した。

図表 5. 簡易通関・簡易輸入申告の対象

区分		内容
免 税	外交官用貨物 「関税法」第88条 「関税法施行規則」第34条	・駐韓外国大使館・公使館、またはそれに準ずる機関の業務用品 ・駐韓外国大使・公使、またはそれに準ずる使節とその家族が使用するもの ・駐韓外国領事館およびそれに準ずる機関の業務用品 ・駐韓外国大使館・公使館・領事館およびそれに準ずる機関で働く職員のうち、「関税法施行令」が定める職位の人員とその家族が使用するもの ・ただし、免税物品を譲渡した場合は、譲受人から免税された関税を徴収する
	修理・補修用部品 「関税法」第89条 「関税法施行規則」第35条、 第36条	・航空機、半導体製造装置とその部品
	宗教用品、寄付物品 障害人用品 「関税法」第91条 「関税法施行規則」第39条、 第40条	・教会、寺院など、宗教団体の礼拝用品や式典用品として、外国より寄贈されたもの （※ただし、「関税法施行規則」第39条が定める免税除外物品は除く） ・チャリティー、または救護の目的として寄贈される物品と「関税法施行規則」第39条第2項が定めるチャリティー施設、救護施設、社会福祉施設に寄贈される物品として、本来の用途で直接使用する物品 （※ただし、「関税法施行規則」第39条が定める免税除外物品は除く） ・国際赤十字社や外国赤十字社、「関税法施行規則」第39条第2項第1号が定める国際平和奉仕活動、または国際親善活動のために寄贈する物品 ・各種障害人のために特殊製作、または製造されたもの ・「障害人福祉法」第58条による障害人福祉施設やリハビリ病院や医院で、障害人の診断や治療するために使用する医療用具
	政府用品 「関税法」第92条 「関税法施行規則」第41条、 第42条	・国家機関、自治体に寄贈されたものであり、共用するもの （※ただし、「関税法施行規則」第41条が定める免税除外物品は除く） ・外国から輸入した軍需品、国家元首の警護用品 （※ただし、「関税法施行規則」第41条が定める免税除外物品は除く） ・海外駐屯国軍や在外公館より返還された共用品 ・政府は直接輸入する刊行物、レコード、録音されたテープ、録画されたスライド、撮影されたフィルム、その他それに類似した物品、または資料 ・国家や自治体、これらが設立した出損・出資法人などが、環境汚染の測定や分析をするために輸入する機械・器具で、「関税法施行規則」第41条が定める物品 ・国家情報院長、またはその委任を受けた者が国家安全保障のために緊要と認め、輸入するもの
	特定の物品	・動植物の繁殖や養殖、種子改良を目的として輸入する物品 ・「関税法施行規則」第43条第2項、第3項が定める博覧会、国際大会、その他それ

免 税	「関税法」第 93 条 「関税法施行規則」第 43 条、 第 44 条	に準ずる行事で、行事に参加する者が輸入するもの ・核事故や放射能緊急事態の際、その復旧支援と救護のための、外国からの寄贈品 ・外国政府の許可を受けた韓国籍船舶が、外国の領海で採集・捕獲した水産物、または加工品 ・海洋水産部長官の許可を受けた者が、「関税法施行規則」第 43 条が定める条件に適合した者が、外国人と共同で採集・捕獲した水産物のうち、海洋水産部長官と企画財政部長官が協議して推薦するもの ・韓国籍船舶が外国の船舶と共同で採集・捕獲した水産物であり、海洋水産部長官が推薦するもの ・「中小企業基本法」第 2 条による中小企業が、海外バイヤーの注文により製作した機械・器具の試験生産のために必要な原材料 ・来韓する外国の国家元首やその家族および随員の物品 ・韓国籍船舶やその他運送手段が、遭難により解体された時、その解体材と装備の輸入。 ・韓国と外国との間で建設される予定の橋梁、通信施設、海底通路、その他それに準ずる施設の建設や修理に必要な物品 ・外国の公認検査機関が発行する証票であり、該当輸出品が、輸入該当国の公認基準に適合したものであることを示すために付属するもの ・韓国籍の船舶や航空機が、海外での事故により被害が発生した場合、外国の保険会社、または外国の加害者の負担で、被害復旧のために輸入される修理部品 ・韓国籍の船舶や航空機が、瑕疵保証期間内に、外国での故障発生のため、外国の販売者の負担で輸入される修理部品 ・国際オリンピック、パラリンピック、デフリンピック、アジアンゲーム、アジアンパラリンピックに使用される運動器具・用具（部分品を含む） ・国立墓地の建設、維持、装飾のための資材と同墓地に安置される者の棺、骨壺、葬式用物品 ・被相続人が死亡し、韓国内に住所を置いている者に相続される被相続人の身の回り品。
	少額物品 「関税法」第 94 条 「関税法施行規則」第 45 条	・韓国内居住者に授与された勲章や紀章、またはこれに準ずる表彰状および賞牌 ・記録文書またはその他の書類 ・商用見本品または広告用品 ・韓国内居住者が受け取る少額物品
	旅行者の携帯品 引越し貨物 「関税法」第 95 条 「関税法施行規則」第 48 条、 第 49 条	・旅行者の携帯品または別送品 － 旅行者の入国目的、滞在期間、職業などの事情を考慮し、「関税法施行規則」第 48 条の基準に基づき、税関長から免税処分が妥当と認められた物品 ・韓国に居住を移転するために入国しようとする者が、入国の際に輸入する引越し貨物。 － 居住移転の事由、居住期間、職業、家族数、その他の事情を考慮し、「関税法施行規則」第 48 条の基準に基づき、税関長から免税処分が妥当と認められた物品 ・外国貿易船舶、または外国貿易航空機の乗務員が、携帯して輸入する物品 － 航行日数、滞在期間、その他の事情を考慮し、税関長から免税処分が妥当と認められた物品 （※ただし、「関税法施行規則」第 48 条が定める免税除外物品は除く）
	再輸出（免税） 「関税法」第 97 条	・関連法令が定める基準により、1 年以内に再輸出する場合 － やむを得ない理由があると認められる場合、1 年の範囲内に期間延長できる － 関連法令が免税を許容するものが、やむを得ない理由により、1 年を超過して輸

	「関税法施行令」第 109 条、第 114 条、第 115 条、第 116 条、第 130 条 「関税法施行規則」第 46 条、第 47 条	出する必要がある場合は、税関長がその期間を設定する ・譲渡、期間内に再輸出をしなかった場合、免除された関税を直ちに徴収する － 災害や止むを得ない理由により滅失した場合や税関長の承認を受け、廃棄した場合は除外する
	再輸入 「関税法」第 99 条	・輸出品の容器として再輸入するもの ・海外テストおよび研究のために輸出され、再輸入するもの ・韓国から輸出、または使用されてないものであり、輸出申告受理日より 2 年以内に再輸入されるもの － 海外賃貸や請負、博覧会、展示会などでの出品、または使用された場合を除外する － 該当物品、または「輸出用原材料による関税などの還付の特例法」により還付を受けた場合は除外する － 保税加工、若しくは在庫期限が経過した物品を再輸出する条件での販売により、関税が付加されていない場合は除外する
減 免 税	学術研究用品 （「関税法」第 90 条） 「関税法」第 90 条 「関税法施行規則」第 37 条、第 38 条	・国家機関、自治体、その他「関税法施行規則」第 37 条による展示館、科学館、記念館、研究機関などで使用する学術研究用品、教育用品、実験実習用品で、同規則が定めたものであること ・学校、公共医療機関、公共職業訓練院、博物館、その他それに準ずる機関で、同規則が定める学術研究用、教育用、訓練用、実験実習用、科学技術研究用の物品。 ・上記の物品であり、外国から寄贈されたもの （※ただし、「関税法施行規則」第 37 条が定めるものは除く） ・「関税法施行規則」第 37 条第 3 項が定めた者が、産業技術の研究開発のために輸入するもの ・関税の減免率¹⁰は「100 分 80」とするが、「関税法施行規則」が定める公共医療機関や学校医療敷設医療機関が使用するものに対しては、減免率を「100 分の 50」とする
	環境汚染防止物品 「関税法」第 95 条 「関税法施行規則」第 46 条、第 47 条	・汚染物質（昇温および振動を含む）の排出防止、または処理のために使用する機械、器具、施設、装備 ・廃棄物処理（リサイクルを含む）のために使用する機械、器具 ・機械、電子技術、情報処理技術を応用した工場自動化機械、器具、設備（構成機器を含む）およびそのコア部分品 ・減免期間、減免率は「関税法施行規則」で定める
	再輸出（減免税） 「関税法」第 97 条 「関税法施行令」第 109 条、第 114 条、第 115 条、第 116 条、第 130 条 「関税法施行規則」第 46 条、第 47 条	・長期にわたって使用するものであり、賃貸契約または請負契約により、韓国内で一時的に使用するために輸入するものであり、再輸出期間をもとに税額を軽減 － 基本的に輸入申告受理日から 2 年以内に再輸出されるものに対し、税額軽減する － 長期使用がやむを得ない場合、税関長が関連法令の基準に基づき、4 年範囲内その期間を設定する
減 税	損傷物品	・輸入申告をした物品が、申告が受理される前に変質する、あるいは損傷した場合 － 変質・損傷、または使用による価格低下分に相当する関税額賦課

¹⁰ 「関税法施行令規則」第 37 条第 5 項

	「関税法」第 100 条 「関税法施行令」第 118 条	- 変質・損傷、または使用により、価値が減少した分を既存関税額から差額
	海外貨加工 「関税法」第 101 条 「関税法施行令」第 119 条 「関税法施行規則」第 56 条、 第 57 条	・ 原材料または部品を輸出し、海外で製造・加工をしたもの ・ 加工または修理の目的で輸出したもので、関連法令の基準に適合したもの ・ 該当物品または原材料に対し、関税の減免を受けた場合 - 加工・修理の目的で輸出したものは除外する - 同法または「輸出用原材料による関税などの還付の特例法」により還付を受けた場合は除外する - 保税加工または入庫期限期間が経過した物品を再輸出する条件での販売により、関税が付加されていなかった場合は除外 する

出所：「関税法」第 4 章第 1 節（改正 2010. 12. 30）をもとに作成

上記の減免税制度による関税が減免された場合は、減免を受けた用途以外の使用や他人への譲渡（賃貸を含む）は、基本的には許容されない¹¹。ただし、減免を受けた物品が、災害や止むを得ない理由により滅失した場合、または事前に税関長の承認を受け、該当物品を廃棄した場合などは、減免を受けることができる¹²。

関税減免物品の事後管理や用途外に関する法令は以下の通りである。

¹¹ 「関税法」第 120 条（全文改正 2010. 12. 30）

¹² 「関税法」第 103 条（全文改正 2010. 12. 30）

図表 6. 関税減免物品の事後管理と用途外使用

区分	内容
関税減免物品の事後管理	・ 関税減免制度による減免を受けた場合、輸入申告受理日から 3 年の範囲内に、「関税法施行令」の基準¹³により、関税庁長が定める期間中には、減免を受けた用途外使用や他人への譲渡（賃貸を含む）することができない。 － ただし、「関税法施行令」と「関税法施行規則」が定めるところに従い、税関長の承認を受けた物品の場合は除外する ・ 減免を受けた物品の譲渡外使用や他人への譲渡（賃貸を含む）をした場合、譲渡人（賃貸人を含む）より、減免された関税を直ちに徴収する － 譲渡人（賃貸人）から徴収が不可能な場合、譲受人（賃借人）から該当関税を徴収する
関税減免物品の用途外使用	・ 法令、条約、協定などにより、関税が減免された物品を、減免を受けた用途以外の使用や譲渡外使用をしようとする者に譲渡する場合には、当該物品が災害や止むを得ない理由により滅失した場合、若しくは事前に税関長の承認を受けて当該物品を廃棄した場合などは、関税を減免できる － ただし、「関税法」第 103 条の以外の法令、条約、協定などにより、減免された関税を徴収する場合は除外する ・ 学術研究用品、特定物品、環境汚染防止物品、再輸出により、減免を受けた物品は、「大・中小企業共生協力促進の法律」第 2 条第 4 号により、受託・委託の取引関係にある企業に譲渡でき、この場合「関税法」第 2 条第 2 項と第 102 条第 2 項により徴収される関税を減免できる － ただし、「関税法」第 103 条の以外の法令、条約、協定などにより、減免された関税を徴収する場合は除外する ・ 上記の定めにより、関税の減免を受けた場合、その事後管理期間は、最初の輸入申告受理日を基準に計算される

出所：「関税法」第 102 条、第 103 条（全文改正 2013. 10. 1）をもとに作成

1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）

基本的に商業用貨物には、小口貨物と大口貨物の相違点がない。

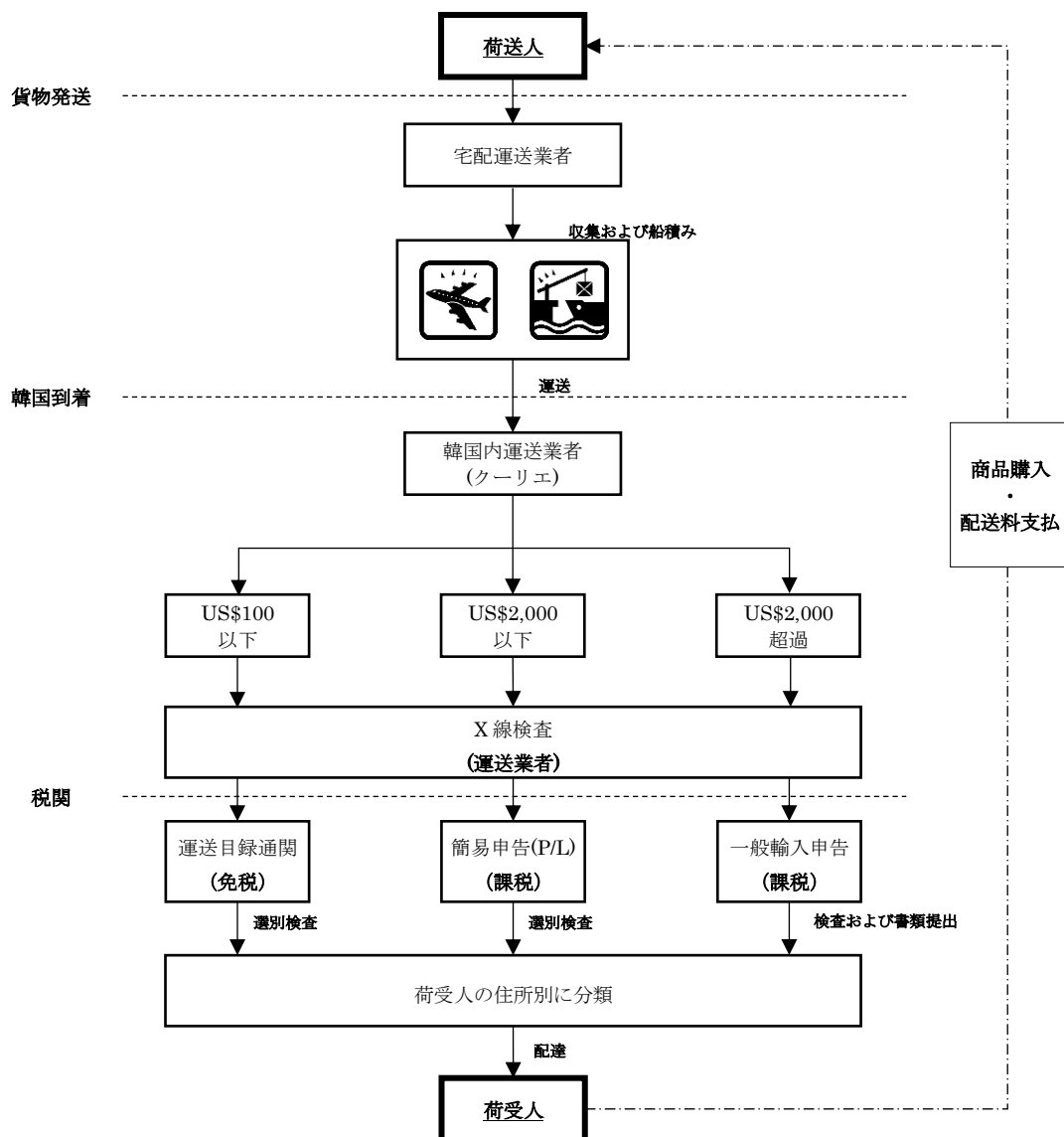
¹³ 「関税法施行令」（施行 2013. 11. 05）第 109 条、第 110 条、第 130 条による

2. 国際宅配便・国際郵便（特有の制度、手続）

(1) 国際宅配便（託送品）

国際宅配便の通関は、宅配運送業者の自主的な検査¹⁴により選別された物品と税関員が無作為に抽出した物品を対象に検査が行なわれ、輸入申告の必要有無が判断される。通関の基準と詳細と通関フローは以下の通りである。

図表 7. 輸入通関のフロー



出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」

¹⁴ 「関税法施行令」第258条の2（新設 2013. 2. 15）による「X線検査機器」、「自動分類機」、「税関員専用検査場所」を備え、検査を行わなければならない

図表 8. 国際宅配便（託送品）の通関基準

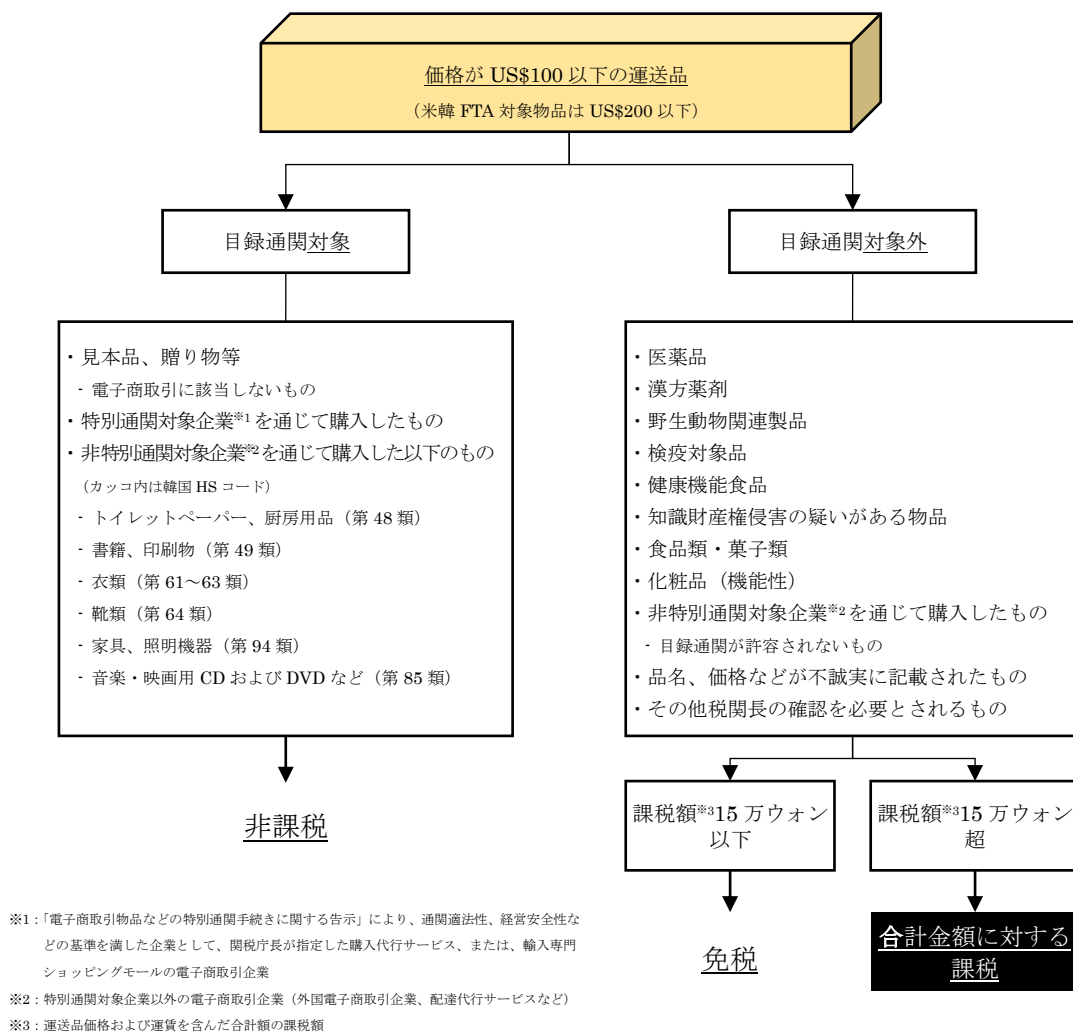
区分	内容
US\$100 以下 (免税対象)	・ 宅配運送企業が提出した通関目録（運送目録）に基づき、税関が選別検査を行い、特に問題がなければ通関が許可される。 ・ US\$100 以下の運送品は、原則的に「目録通関制度」が適用される。 (「目録通関」は後述)
US\$2,000 以下 (免税対象)	・ 宅配運送企業の通関士が作成した「簡易申告書」に基づき、税関が選別検査を行い、課税が妥当であると判断された後、通関が許可される。 － ただし、輸入が制限されているものは、簡易申告ができない。一般輸入手続が必要である。
US\$2,000 超	・ 一般輸入申告を行わなければならない。

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」の「特急託送物品」ページをもとに作成

＜目録通関制度＞

運送目録と税関員による選別検査のみで行われる通関制度である。原則、US\$100 以下の運送品は目録通関できる（米韓 FTA 対象物品は US\$200 以下）。同通関制度は、対象品目と対象外品目（通称「目録通関排除対象」）が定められている。対象品目は非課税であるが、対象外の品目は一般輸入申告する。運送品の価格および運賃を含め、合計 15 万ウォン以下の場合には免税、超過した場合は合計金額をもとづいて算出された関税が課される。

図表 9. 目録通関の詳細



出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」の「特急託送物品」をもとに作成

(2) 国際郵便

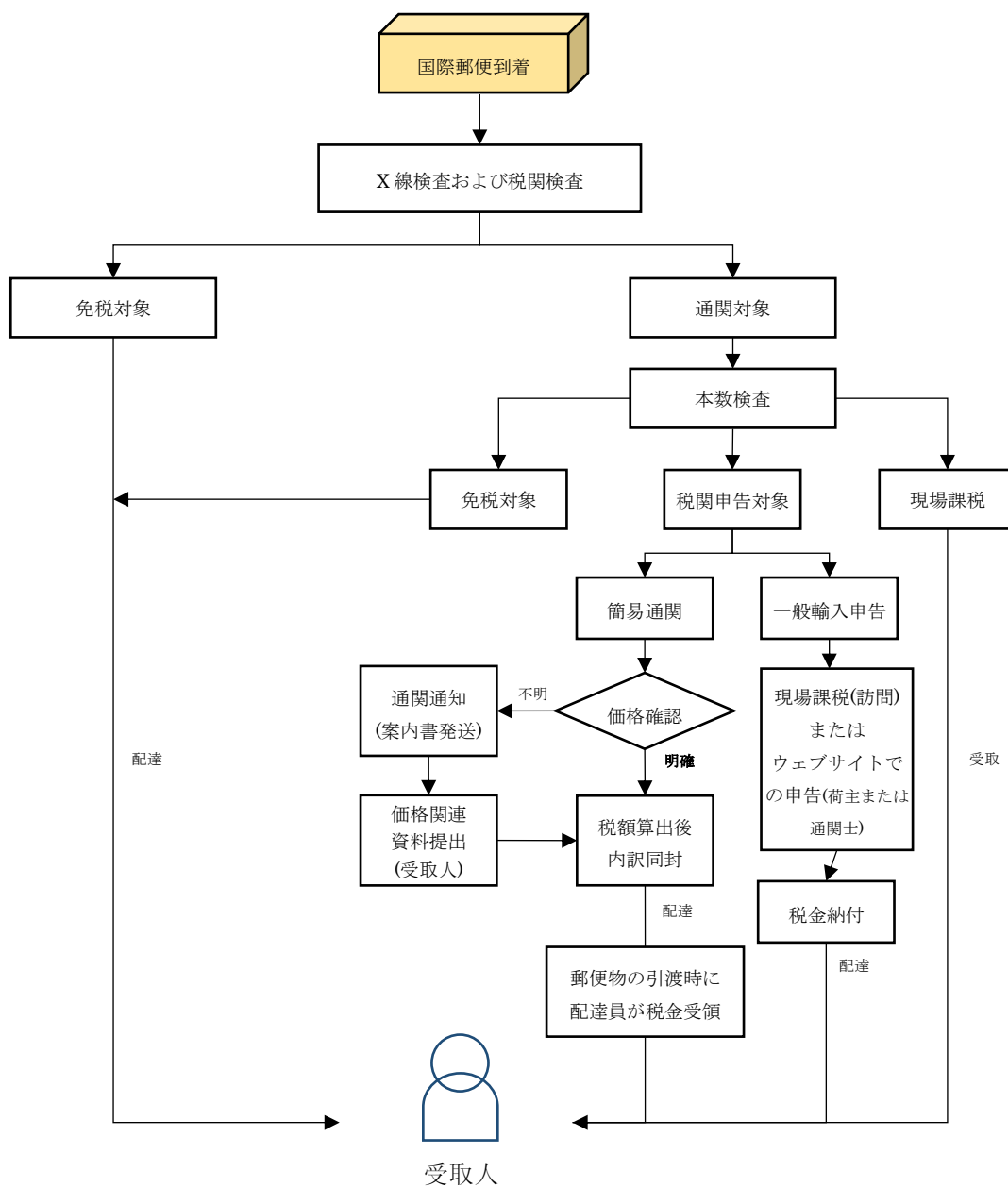
韓国の国際郵便の通関は、「関税法」と国際協約¹⁵により、すべての国際郵便は税関の検

¹⁵ 万国郵便連合 (Universal Postal Union : UPU) による

査を受ける必要がある。

国際郵便の通関フローは以下の通りである。

図表 10. 国際郵便通関のフロー



出所：仁川空港際郵便税関・釜山国際郵便税関ホームページの「通関手続案内」をもとに作成

<免税対象>

国際郵便による輸入で、免税対象になるものは以下の通りである。郵便物が以下の基準から明らかに異なる、あるいは許容範囲を超過する場合は課税対象となる。

図表 11. 国際郵便の免税対象

区分	内容
免税対象	・韓国内居住者が受け取る郵便物が、郵便物価格と運賃を含めて算出した合計課税価格が 15 万ウォン以下のものであり、個人使用のものであること。 ・課税価格が US\$250 以下のものであり、見本品として使用されると認められるもの。 ・博覧会や展示会、またはそれに準ずる行事に参加する者が、同行事の参加者（訪問者）向けに、無償で提供する目的として輸入したもので、1 人当たり US\$5 以下のものであること。 － 税関長による承認必要 ・関税の減免対象 ・無関税の物品

出所：仁川空港際郵便税関・釜山国際郵便税関ホームページの「通関手続案内」をもとに作成

<課税対象および輸入申告>

課税対象の国際郵便は、以下の基準によって簡易申告¹⁶、または一般申告（正式輸入申告）による輸入申告を行う必要がある。税率の詳細は前述の通りである。

輸入申告をする必要がある課税対象と各申告方法の基準を以下にまとめた。

¹⁶ 「関税法」第 241 条により、国際郵便は簡易通関および簡易輸入申告が可能

図表 12. 国際郵便輸入通関の課税対象の基準

区分	内容
課税対象	・企業の物品や商業用物品など。 ※ただし、見本品と認められる場合は、US\$250 以下のものは免税 ・贈り物など、個人使用のものであり、郵便物の価格と郵便料金の合計額が 15 万ウォンを超過するもの。 ・少額免税を受けるために、少額郵便物を多数輸入する場合 <u>(1) 差出人が同じ場合</u> ⇒同日に 2 件以上を輸入申告する場合：合算課税 ⇒日にちを異にし、1 件ずつ輸入する場合：個人使用の場合は免税となるが、事後に電算資料などの分析により、不当免税の疑いが発覚した場合は追徴 <u>(2) 差出人が異なる場合</u> ⇒同日に 2 つ以上の差出人より、同じ内容の郵便物を輸入する場合：合算課税
簡易申告対象	・海外の親戚や友人からの贈り物。 ・韓国内居住者が個人使用目的で購入したものを郵便で搬入した場合。
一般申告対象	・「関税法」第 226 条により、税関長の確認が必要なもの。 － 輸出入制限および禁止物品を含む ・商業用目的で搬入する物品 ・購入品であり、その金額が US\$1,000 を超過するもの

出所：仁川空港際郵便税関・釜山国際郵便税関ホームページの「通関手続案内」をもとに作成

輸入申告に必要な提出書類と申請方法を以下にまとめた。元来、輸入申告は税関訪問による申告が原則であるが、簡易申告の場合には、FAX や E-Mail でも申告できる。

図表 13. 簡易申告および一般申告の手続

区分	簡易申告	一般申告
提出書類	・国際郵便物簡易通関申請 ・領収証、送付状などの価格資料 ・再輸入の場合 － 輸出申告必証また、輸出証憑書類 － 受理内訳書または受理証憑書類	・外国人投資申告 ・登記および事業者登録 ・外国人投資企業登録
申請方法	・訪問申告（管轄税関） ・郵便による申請 ・Fax または E-Mail による申請 ・関税庁通関ポータルサイトによる申請	・訪問申告（管轄税関） ・荷主または通関士が、関税庁通関ポータルサイトで申告
Fax 番号	・航空郵便：+82-32-720-7491~2（仁川） ・船舶郵便：+82-55-364-7106（釜山）	
E-Mail	・航空郵便：minwon9@customs.go.kr（仁川） ・船舶郵便：onestop7013@customs.go.kr（釜山）	
インターネット ¹⁷	・http://portal.customs.go.kr（韓国語のみ） ※インターネットによる銀行業務や行政業務に必要な「公認証明書」必要	

出所：仁川空港際郵便税関・釜山国際郵便税関ホームページの「通関手続案内」をもとに作成

<輸出通関>

現行の「関税法」では、輸出しようとするすべての物品は、輸出通関手続を行った後、海外へ輸出できる。さらに、以下のものは、税関への輸出申告の必要がなく、郵便で輸出できる。

図表 14. 輸出申告が不要な品目

区分	内容
輸出申告 不要品目	・新聞 ・ニュースの取材フィルム、録音テープなど、マスコミ機関の報道用機材 ・カタログ、記録文書や書類 ・外国人観光客などへの付加価値税、外国人観光客の購入品（特別消費税特例規定によるもの） ・FOB 条件による物品価格 200 万ウォン以下の還付対象外のもの （※ただし、「関税法」第 226 条による税関長確認対象のものは除く）

出所：仁川空港際郵便税関・釜山国際郵便税関ホームページの「通関手続案内」をもとに作成

¹⁷ インターネットによる銀行や行政業務に必要な「公認証明書」が必要

3. 見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）

商業用サンプル、販促用品は少額物品として免税対象である（「関税法」第 94 条第 3 項）。また、課税額が US\$250 以下のものは、簡易輸入申告の対象で、添付書類を必要とせず、輸入申告書提出のみで通関できる。

見本品（商業用サンプル、販促用品）の通関手続と基準を以下にまとめた。

図表 15. 見本品（商業用サンプル、販促用品）の通関手続と基準

区分	内容
免税対象 (見本品の基準)	・課税額が US\$250 以下の商業用見本品。（商業用サンプル、販促用品） ・販売ができない状態に処理し、見本品として使用されると認められるもの。 ・物品の形、性質、性能などを判断し、見本品として使用されると認められるもの。 ・博覧会や展示会、若しくはそれに準ずる行事に参加する者が、同行事の参加者（訪問者）向けに、無償で提供する目的として輸入したものであり、1 人当たり US\$5 以下のものであること。 － 税関長による承認が必要
輸入申告	・課税額が US\$250 以下のものは、輸入申告書のみ提出（添付書類不要）

出所：「関税法」第 94 条および「関税法施行規則」第 45 条をもとに作成

4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）

現行法では贈答品のみの別途の規定は定められていない。見本品と同様、「関税法」第 94 条および「関税法施行規則」第 45 条が定めるところに従い、少額物品として認められる場合、免税および簡易通関ができる。ただし、この場合、贈答品の価格と運賃を含む課税額が 15 万ウォン以下であること、関税庁が定める「少額物品の個人使用認定基準¹⁸」を超えないことが前提である。このため、場合によっては贈答品の価格が証明できる資料が必要な場合もあり得る。

少額物品の免税基準を以下に抜粋した。

¹⁸ 後述の「II. 個人輸入の輸入数量限度」参照（26 ページ）

図表 16. 少額物品の免税基準（抜粋）

区分	内容
少額物品	・ 韓国内居住者に授与された勲章や紀章、またはこれに準ずる表彰状および賞牌
「関税法」第 94 条	・ 記録文書またはその他の書類
「関税法施行規則」第 45 条	・ 商用見本品または広告用品
	・ 韓国内居住者が受け取る少額物品

出所：「関税法」第 94 条をもとに作成

5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物

(1) 職業貨物

職業貨物の通関の規定条項は特にない。非居住者の旅行者が、本人の職業上必要とする携帯品は、搬入時の関税が免除される（「関税法施行規則」第 48 条第 2 項）。

(2) 引越し貨物

韓国での長期滞留を目的として入国する外国人の引越し貨物は、関税が免除される（「関税法」第 96 条と「関税法施行規則」第 48 条第 4 項）。外国人の引越し貨物の免税は、韓国内に居を構え、1 年以上（家族同伴の場合は 6 カ月以上）居住する者に限られる。近年、こうした引越し貨物の免税制度を悪用し、生活用品ではないもの、あるいは販売目的の大量物品を引越し貨物として搬入しようとする事例があった。そのため、外国人を滞留予定期間によって、「移住者」、「準移住者」、「短期滞留者」に区分し、区分ごとに引越し貨物の認定範囲を定めている。

また、引越し後、時間が経過した貨物を、引越し貨物として免税することを防ぐため、引越し貨物の搬入期限が定められている。検査により、免税対象や課税対象、推薦や許可を要するもの、輸入禁止品、引越し貨物として認めない貨物などに分類され、通関処理が行われる。

引越し貨物の通関における基準を以下にまとめた。

図表 17. 引越し貨物の通関基準

区分	内容
引越し貨物 検査	・ 搬入する貨物内容と申告内容により、「全量検査」、「選別検査」、「検査省略」が行われる。 ・ 全量検査の対象は以下の通りである。 － 過去 1 年以内に他人の引越し貨物を違法な方法で搬入した履歴がある場合 － 違法行為の履歴を持つ運送業者により搬入される場合 － 選別検査の際、その内容が申告内容と異なる場合 － 申告書上の品名、モデルナンバー、数量、購入価格、使用期間などが不明確に記載されている場合 － 申告書に記載された内容と重量を比較した時、30%以上差異がある場合
引越し貨物の 搬入期限	・ 別送により送られた搬入貨物が、引越し貨物として認められるためには、貨物が移住者の入国日より 6 カ月内に到着しなければならない。 ※ただし、災害などのやむを得ない理由により、期間内に貨物が届かなかった場合は、期間経過後、最初に搬入する貨物のみが引越し貨物として認められる
移住者の区分	・ 滞留予定期間により、「移住者」、「準移住者」、「短期滞留者」に区分。
移住者	・ 外国人であり、韓国に居を構え、1 年以上居住予定の者 ・ 韓国国民が外国に居を構え、1 年以上居住していた者であり、韓国に住居するために帰国する者 ・ 他国の永住権を有している韓国国民であり、永住帰国、または就労のために韓国内で 1 年以上居住予定の者
順移住者	・ 韓国国民が家族を同伴し、外国に居を構え、6 カ月以上滞留した後、韓国に住居するために帰国する者 ・ 外国人または他国の永住権者であり、就労などの理由により、家族を同伴し、韓国に居を構え、6 カ月以上滞留する予定の者
短期滞留者	・ 韓国国民が外国に居を構え、3 カ月以上 1 年未満の期間に滞留した後、帰国する者 ・ 外国人または他国の永住権者であり、韓国に居を構え、3 カ月以上 1 年未満滞留する予定の者 ※滞留予定期間が 3 カ月未満の場合は、一般旅行者として分類

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」をもとに作成

<引越し貨物の課税基準>

基本的にそれまでの居住国で使用していたものは関税が免除される。ただし、未使用、または使用期間が 3 カ月未満の品目は課税対象となる。3 カ月以上使用したものであっても、免税のためには、領収証などが必要である。

その他、船舶、航空機、自動車、宝石、真珠、象牙など、主に高額のものは「必須課税品目」として課税される。

引越し貨物の課税基準は、以下の通りである。

図表 18. 引越し貨物の課税対象の基準

区分	内容
免税対象	・元居住国（外国）で使用していた家庭用の家財道具、厨房用品などの物品全般 ※ただし、使用期間が3カ月未満のものは対象外 ・短期滞留者の場合、元居住国または滞留国で使用していた個人用品であっても、合計課税額 150 万ウォンの限度内に限って、免税される。
課税対象	・必須課税品目 － 船舶、航空機、自動車 ※ただし、韓国から輸出された自動車で、元居住国で登録し3カ月以上経過したものは免税 － 個別課税額が 200 万ウォン以上の宝石、真珠、鼈甲、サンゴ、琥珀、象牙、またはこれらを使用して作られた製品 － 使用期間が3カ月未満のもの（領収書などの購入関連資料が必要¹⁹）
加算税	・輸入申告をしなかったものに課税する場合には、納付税額の 20%に相当する金額の加算税が課される。 ・加算税の賦課対象となるものは以下の通りである － 主要物品明細に記載されていないもののうち、課税対象のもの － 使用期間が3カ月以上と記載したものが、虚偽記載と判定されたもの

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」をもとに作成

¹⁹ 税関から関連資料の提示要求があった場合、関連資料を提示ができないばあいは当該物品は免税対象とならない。

＜引越し貨物として認められないもの＞

「引越し貨物輸入通関事務処理に関する告示²⁰」第 4-1 条では、引越し貨物として認められないものを以下の通り定めている。

図表 19. 引越し貨物として認められないもの

区分	内容
他人の依頼により 搬入するもの	・ 他人からの依頼を受けて搬入するすべての物品（1997. 06. 05. 改正）
個人用、または、 家庭用として 不適切なもの	・ キャンピングカー ・ 貨物自動車 ・ 印刷機 ・ カラーコピーマシーン ・ 歯科治療用椅子および器具 ・ 大型食器洗浄機 ・ 放送用機材 ・ 業務用カラオケ機器 ・ パイプオルガン ・ 画面の対角線が長さ 160 cm を超過するテレビ（プロジェクションテレビを含む） （1999. 12. 30. 新設、2007. 12. 21 改正） ・ 自動車メーカーにが生産したものではない組み立て式自動車（Kit Car）（2008. 07. 04. 新設）
職業に不適切な物品	・ 当該楽器の専門演奏者（該当楽器の専攻学生を含む）でない者が搬入したグランドピアノなどの高級楽器（2008. 07. 04. 改正） ・ （写真などの）カラー現像機、ビデオ編集機 ・ 写真家でない者が搬入した作品製作用の高級カメラ（関連製品を含む）（2008. 07. 04. 改正）
家族の人数と比べ、 数量が不適切な物品	・ 家族を同伴しない男性が、女性用または家族同伴時に必要なものを大量に搬入する場合 ・ 家族人数と比べ、高級毛皮衣類などを大量に搬入する場合 ・ 家族人数と比べ、家財道具などを大量に搬入する場合（1997. 6. 5 改定）
その他物品	・ 上記に記載されていない物品のうち、税関長が定めるところにより、引越し貨物として認められないと判断されるもの（2008. 7. 4 改定）

出所：「関税庁告示 第 2013-41 号」（改正 2013. 5. 31）第 4-1 条第 1 項による[別表 5]²¹をもとに作成

²⁰ 「関税庁告示」第 2013-41 号（改正 2013. 5. 31）

²¹ 2008. 7. 4 改正

6. 旅具通関制度（携行持込の場合・別送品の場合）

旅具の通関は、携行持込と別送品に関わらず、いずれも「関税法」第 241 条第 2 項第 1 号による簡易通関の対象である。また、関税は「関税法」第 96 条により、基本的には免税対象となっている。ただし、関税が課される場合は、簡易税率が適用される（同法第 81 条第 1 項）。

なお、旅具の免税基準は「関税法施行規則」第 48 条により以下の通り定められている。

図表 20. 旅行者の携帯品の免税範囲

区分	内容
旅具の免税対象 ²²	- 旅行者の携行持込が必要と通常認められる身辺用品 - 衣類、書籍、化粧品、身辺装飾品など - 再搬入する物品（税関長による搬出確認済みのもの） - 性質、数量、価格、用途などから判断し、旅行者の携帯品通常認められるもの。
免税限度	- 旅行者 1 人の携帯品として、それぞれの課税額が合計 US\$400 以下のもの。²³ （※再搬入のものを除く） - 農林畜産物の携行持込に対する免税限度は、関税庁長がその限度を定めることができる。²⁴
例外事項 ²⁵	酒類、タバコ、香水に関しては、「基本免税範囲」に関わらず、以下の表の通り関税が免除される。 （タバコの場合、19 歳未満の未成年者による搬入は免税されない）

出所：「関税法施行規則」第 48 条をもとに作成

²² 「関税法施行規則」第 48 条第 2 項（新設 2012. 2. 28）、施行 2013. 11. 5

²³ 通称「基本免税範囲」

²⁴ 「関税法施行規則」第 48 条第 2 項（新設 2012. 2. 28）、施行 2013. 11. 5

²⁵ 「関税法施行規則」第 48 条第 3 項（新設 2012. 2. 28）、施行 2013. 11. 5

(1) 入国通関

入国時の通関は「自主申告制」となっている。通関の際に、旅行者自ら「税関検査」か「免税」を選択し、通関手続を進めることができる。その基準は以下の通りである。

図表 21. 申告時の通関基準

区分	内容
申告時の 通関基準	・旅行者の入国目的、滞留期間、年齢、職業、搬入貨物の数量、価格などを考慮し、とくに疑わしいものがない限り、現品検査を行わない。 ・自主申告による申告価格が実際の価格と明らかな差異がない限り、申告された価格通り認められる。ただし、免税限度を超えた場合は、関税を課される。 ・税関長により、入国者の身分が確実と認められる者に対しては税金の事後納付を許容する。 ・搬入が制限または禁止されているものを所持している場合、現品確認が行われる。この場合、通関に必要な証明書類有無などを審査される - 添付書類がない場合、税関が留置する

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」をもとに作成

なお、搬入制限または禁止品目（留置品）の通関には、通関のための要件を備えなければならない。課税された税金を銀行や郵便局で納付し、その領収書を税関の「携帯品課」に提出し、税金納付確認を受けた後、留置品倉庫または現場通関事務室に税金納付確認済みの留置証を提出することで、留置品を通関できる。

・銃器、刀剣、火薬類、爆発および有毒性物質類

- 輸入希望者は居住地域の地方警察庁長の許可を受けなければならない。

・アヘン、マリファナ、麻薬類などの製品

- 保険福祉部長官の許可を受けなければならない。

・絶滅危機にある野生動植物およびこれを材料として製造した製品または加工品

- 各自治体長による輸入（搬入）許可証または山林庁長による輸入（搬入）許可書を提出

・USD\$10,000 を相当する対外支給手段（小切手、手形）、ウォン貨、トラベルチェック

- 入国時に税関に申告しなければならない

・植物、果実、惣菜類、農産物

- 国立植物検疫院長の植物検査合格証を提出しなければならない

・動物（肉、皮、毛を含む）、畜産物

- 国立獣医科学検疫院長の動物検査合格証を提出しなければならない

通関要件が満たされなかった場合は通関が保留され、留置品を返送するか、公売などによる滞貨処理が行われる。留置品を返送する旅行者は、出国便の出発 1 時間前に返送担当

の税関職員に申請する必要がある。返送申請に必要な添付書類は以下の通りである。

図表 22. 返送申請時必要な添付書類

区分	内容
本人による返送申請	・留置証 ・身分証明書 ・航空機搭乗券
代理人による返送 (委任返送)	・留置証 ・委任者の身分証明書 (写本) ・委任状 ・受任者のパスポート (写本) ・航空機搭乗券

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」をもとに作成

その他、携行品のうち、韓国での滞留期間中に必要としないため、通関を希望しないものがある場合、税関に一時保管し、出国時に搬出することができる。ただし、この場合、所定の保管手数料が発生する。

(2) 出国通関

基本的に出国時に携行するものは、税金徴収されない。ただし、一時入国者が高価な貴重品などを免税通関するには、「再搬出条件一時搬入物品確認書」の交付を受けなければならない。この場合、申告した再搬出品を紛失し、または出国時に搬出しない場合は、免税を受けた税金とその加算税が追徴される。当該税金を納付した後に、出国できる。ただし、病気などのやむを得ない理由により、期限内に搬出が難しいと認められる場合、代理人による委任返送ができる。

<外国人への税金還付>

外国人観光客が、税務署長が指定した事後免税店²⁶で商品を購入し、税金還付を希望した場合、購入履歴が税関と税金還付事業者 (Global Blue, Global Tax Free, kt Tourist Reward) にオンライン上で伝送され、観光地または空港などにある内国税還付カウンターまたは内国税自動支払機 (24 時間対応) で受け取ることができる。

- ・ Global Blue ウェブサイト - <http://www.globalblue.com>
- ・ Global Tax Free ウェブサイト - <http://www.global-taxfree.com>

²⁶ 大型スーパー、ショッピングモール、百貨店など

(3) その他携帯品通関に関する制度

<ゴルフクラブ搬出入手続き簡素化制度>

ゴルフのため韓国を訪問する外国人観光客が、出入国のたびにゴルフクラブの携帯搬出入申告をしなければならない不便さを解消するための制度である。同制度を初めて利用する旅行者が入国する際、国内の保管場所（ゴルフ場または3等級以上のホテル）を税関に申告すれば、1年の範囲内でゴルフクラブを韓国国内に保管できる。

<携帯品遠隔地通関制度>

地方所在企業および貿易業者が、緊急を要する事業活動のために、海外から直接購入し、携行搬入する物品のうち、入国現場で迅速な通関が困難な場合は、携行品を希望目的地まで保税で運送し、現地の税関で通関手続きが行える制度である。

II. 個人輸入の輸入数量限度

基本的に個人輸入の数量限度に関する規制はない。個人使用の目的で輸入する場合は、法律が定める一定範囲内のものであれば、免税される。

なお、免税対象の基準は「関税法施行規則」第 45 条第 2 項第 1 号により、関税庁告示「輸入通関事務処理に関する告示²⁷」第 67 条で「少額物品の個人使用人的順²⁸」の詳細が定められている。

1. 食品

食品関連の個人使用として認定される範囲および詳細基準は以下の通りである。

図表 23. 小額物品の個人使用認定基準 - 食品

区分		個人使用認定基準 (免税通関範囲)	備考
農 水 産 物	ごま油、ゴマ、蜂蜜、 ワラビ、キノコ、 ツルニンジン	各 5 kg	- 基準を超えた場合は、要件確認対象となる。 - 要件確認対象になった場合、当該輸入品における許可、承認、表示事項など輸入に関する書類を備えなければならない 「食物貿易法」、「家畜伝染病予防法」、「水産動物行基管理法」の対象のものは、基準を超えない場合であっても必ず要件確認を受けなければならない。
	クルミ	5 kg	
	松の実	1 kg	
	牛肉・豚肉	10 kg	
	ビーフジャーキー	5 kg	
	水産物	各 5 kg	
	その他	各 5 kg	
健康機能食品		合計 6 瓶	- 基準を超えた場合は、要件確認対象となる。 - ただし、治療のために輸入する「健康機能食品」は、担当医師の所見書などに基づき、適正な範囲内であれば、要件確認から免除される - 以下の場合には要件確認対象となる - CITES 規制製品（例、麝香（じゃこう）など）の成分が含まれた物品 - 食品医薬品安全庁長の輸入不可または有害医薬品通知を受けた品目および外部包装上の成分表示が不明確な物品 - エフェドリン、ノルエフェドリン、シュードエフェドリン、エルゴタミン、エルゴメトリンを含む単一完成医薬品

出所：「関税庁告示」第 2013-71 号（改正 2013.9.26）[別表 11]（施行 2013.9.26）から抜粋

²⁷ 「関税庁告示 第 2013-71 号」（改正 2013.9.26）

²⁸ 「関税庁告示 第 2013-71 号」（改正 2013.9.26）[別表 11]（施行 2013.9.26）

2. 化粧品

化粧品の個人輸入に関しては、特別に定められた限度はない。ただし、芳香用化粧品（香水）の場合、免税通関が許容される容量は「60ml×1 瓶²⁹」である。香水は、免税許容範囲を超えた場合、税率は 35%の簡易税率の適用対象となる。

香水以外の化粧品に関しては、商品の価格および数量、商業性の有無、さらに税関長の判断により、賦課課税の有無が決定される。

3. 医薬品

医薬品関連の個人使用として認定される範囲および詳細基準は以下の通りである。

図表 24. 小額物品の個人使用認定基準 - 医薬品

区分		個人使用認定基準 (免税通関範囲)	備考
漢方薬材	高麗人参 (水参、白参、紅参など)	合計 300g	・基準を超えた場合は要件確認対象となる。 ・鹿茸は検疫後、500g（免税範囲を含む）まで課税通関できる
	メシマコブ	合計 300g	
	鹿茸（ろくじょう）	検疫後 150g	
	その他漢方薬材	各 3 kg	
医薬品		合計 6 瓶 ³⁰	・基準を超えた場合は、要件確認対象となる。 ただし、治療のために輸入する「健康機能食品」は、担当医師の所見書などに基づき、適正な範囲内であれば、要件確認から免除される ・以下の場合には要件確認対象となる。 － CITES 規制製品（例、麝香など）の成分が含まれた物品 － 食品医薬品安全庁長の輸入不可または有害医薬品通知を受けた品目および外部包装上の成分表示が不明確な物品 － エフェドリン、ノルエフェドリン、シュードエフェドリン、エルゴタミン、エルゴメトリンを含む単一完成医薬品
生薬・漢方薬	育毛剤	100ml×2 瓶	
	製造丸薬	8g 入り×20 瓶	
	多鞭丸、人参鳳凰 (精力剤)	10 錠×3 箱	
	消炎剤	50 錠×3 瓶	
	救心丸	400 錠×3 瓶	
	消渴丸	30 錠×3 瓶	
	活絡丸、三鞭丸	10 粒	
	白鳳丸、牛黄清心丸	30 粒	
	十全大補湯、蛇粉、鹿胎膏、秋風透骨丸、朱砂、虎骨、雑骨、熊膽、熊膽粉、雑膽、海狗腎、鹿腎、麝香、男寶、女寶、春寶、青春寶、強力春寶など、成分未詳の滋養剤		
バイアグラなど誤・乱用の恐れのある医薬品		・「薬剤師法」による取扱対象	
		・処方せんにより定められた数量のみ通関できる	

出所：「関税庁告示」第 2013-71 号（改正 2013. 9. 26）[別表 11]（施行 2013. 9. 26）から抜粋

²⁹ 「関税庁告示 第 2013-71 号」（改正 2013. 9. 26）[別表 11]（施行 2013. 9. 26）

³⁰ 超過する場合、医薬品用法上の 3 カ月分量

4. 医療機器

医療機器の輸入は食品医薬品安全処長による「医療機器輸入業」の許可を受けなければならない（「医療機器法」第 15 条）。また、（医療機器の）品質検査のための施設および品質管理体制を備えなければならない（「資料機器法施行規則」）。

したがって、個人輸入の場合であっても、「医療機器輸入業」の許可を得なければならない。

5. その他（嗜好品、麻薬類など）

その他、個人使用と認定される免税許容範囲は次の通りである。

図表 25. 小額物品の個人使用認定基準 - その他

区分		個人使用認定基準 (免税通関範囲)	備考
嗜好品	酒類	合計 300g	- 課税額が 15 万ウォンを超えた場合は課税対象となる。 - 酒類は、酒税および教育税が課税される。
	巻きタバコ	合計 300g	
	葉巻	検疫後 150g	
	電子タバコ	ニコチン液 20ml	
	その他タバコ	250g	
麻薬類	芬氣拉明片 ³¹ 、鹽酸安非拉同片 ³² 、アヘン、ヒロポン、大麻(マリファナ)など		・「麻薬類管理に関する法律」による管理対象
野生動物 関連製品	虎皮、野生動物の皮および剥製		・CITES 規制対象
蛇、蛇酒、虎骨酒などの嫌悪食品（下手物）			
その他			- その他の個人使用物品の認定は、税関長の判断に基づき、通関が許される。 - 税関長の確認対象のものは、各法令の規定が定めるところに従う。

出所：「関税庁告示」第 2013-71 号（改正 2013.9.26）[別表 11]（施行 2013.9.26）から抜粋

³¹ 麻薬成分が含まれている中国産ダイエット食品の一種

³² 脚注 29 と同一

III. 小口でも扱えない輸入禁止品目

小口、大口を問わず、以下の品目は輸入が禁止されている（「関税法」第 234 条と同法第 235 条）。

図表 26. 輸入禁止品目

区分	内容
輸出入の禁止 「関税法」第 234 条	・ 憲法秩序を混乱誘発、または公安や生活文化などを阻害する恐れがあるとされる「書籍」、「刊行物」、「図書」、「映画」、「アルバム」、「ビデオ物」、「彫刻物」、またはこれらに準ずるもの ・ 政府機関の対外秘密に関するもの、または諜報活動に供するもの ・ 貨幣、紙幣、銀行券、債権、その他有価証券などの偽造品や変造品または模造品
知識財産権の保護 「関税法」第 235 条	・ 「商標権³³」、「著作権および著作隣接権³⁴」、「品種保護権³⁵」、「地理的表示権³⁶」、「特許権³⁷」、「デザイン権³⁸」を侵害するもの - 偽造または類似した商標を付着し、他の商標権を侵害するもの - 違法複製による「著作権」侵害 - 同一または類似した品種名称を使用し、「品種保護権」を侵害するもの - 偽造または類似した地理的表示を使用し、「地理的表示権」を侵害するもの - 特許設定登録された発明を無断で使用し、「特許権」を侵害するもの - 同一または類似したデザインを無断で使用し、「デザイン権」を侵害するもの

出所：「関税法」第 234 条、第 235 条をもとに作成

³³ 「商標法」により登録されたもの

³⁴ 「著作権法」により登録されたもの

³⁵ 「植物新品種保護法」により設定登録されたもの

³⁶ 「農産物品質管理法」または「水産物品質管理法」により登録・条約・協定などにより保護対象と指定されたもの

³⁷ 「特許法」により設定登録されたもの

³⁸ 「デザイン保護法」により設定登録されたもの

IV. 展示会出品の小口貨物

1. 展示会向けにサンプルを日本から輸出し、日本に積み戻しまたは再輸入する場合の 現地手続き

博覧会、展示会、品評会などに、展示または出品を目的として、韓国に輸入する場合は「再輸出品」に該当し、免税の対象である（「関税法」第 97 条、「関税法施行規則」第 50 条第 1 項第 6 号）。

なお、展示会向けサンプルなどに対する税金免除を受けるには、関税の減免申請書を税関長に提出しなければならない（「関税法施行令」第 112 条第 1 項、「関税法施行規則」第 51 条）。

申請に必要な情報は以下の通りである。

図表 27. 展示会向けサンプルの関税免除申請時に必要な情報

区分	内容
再輸出品 関税減免申請 「関税法振興例」第 112 条	・ 減免申請者の住所、姓名、商号 ・ 事業の種類（業種により減免を受ける場合は、その業種を具体的に記載） ・ 品名、企画、数量、価格、用途、設置および使用場所 ・ 減免の法的な根拠（サンプルの場合「関税法」第 97 条および「関税法施行規則」第 50 条） ・ その他参考事項 － 当該物品の再輸出予定時期 － 輸出目的地および輸出予定税関名を申請書に記載する

出所：「関税法施行令」第 112 条、「関税法施行規則」第 51 条をもとに作成

2. 展示会で保税展示品を現地で販売する際の手続き

再搬出前提で展示会などへ出品または展示を目的として輸入したものの現地販売は、「関税減免物品の用途外使用（譲渡）」に該当し、免税された税金が徴収される（（「関税法」第 103 条））。

この場合、管轄税関長に用途外使用承認申請を行う必要がある（「関税法施行令」第 109 条に）。申請に必要な情報は以下の通りである。

図表 28. 関税減免物品の譲渡外使用（譲渡）承認申請

区分	内容
申請書に記載する 内容	・当該物品の品名、企画、数量、関税減免額（または適用税率）、輸入申告受理年月日および輸入申告番号 ・通関税関名 ・譲渡外使用承認申請の理由 ・当該物品の譲受人の業種、住所、商号および姓名

出所：「関税法施行令」第 109 条第 1 項をもとに作成

3. 手荷物で持ち込む際の手続（ATA カルネを利用する場合および利用しない場合）

ATA カルネによる通関は、ATA カルネを利用しない一般的な場合との差はほぼない。

ATA カルネ利用による輸入は、「関税法」第 97 条および「関税法施行規則」第 50 条第 1 号に該当する見本品、展示会出品、機械の部品などは、再搬出する前提で、免税輸入が許される（関税庁「ATA カルネによる一時通関に関する告示³⁹⁾」第 8 条）。

ATA カルネによる輸入申告をしようとする者は、申告書の裏面の総括目録の記載内容に B/L、包装明細資料を添付し、輸入品の用途、航空便（船便）、搬入数量、韓国内連絡先などを記載後、税関の輸入業務担当課に一時輸入申告を行わなければならない（「ATA カルネによる一時通関に関する告示」第 9 条）。ただし、手荷物携行により、搬入する場合は B/L や包装明細などの関連資料の添付を省略できる。

なお、ATA カルネを利用しない場合は、上記の（1）と同様の通関手続きが必要である。

³⁹⁾「関税庁告示 第 2013-30 号」（改正 2013.5.6）

V. その他、小口通関に関して日本の輸出者が留意すべきこと

<少額物品の輸入における注意点>

韓国内居住者が、少額免税を受けるために、国際郵便や国際宅配で、同じ品目を多数輸入した場合は、以下の基準で関税が課される。

図表 29. 多数の少額物品輸入時の課税

区分	内容
差出人が同じ場合	・ 同日に 2 件以上を輸入申告する場合 ⇒ 合算課税 ・ 日にちを異にし、1 件ずつ輸入する場合 ⇒ 個人使用の場合は免税となるが、事後に電算資料などの分析により、不当免税の疑いが発覚した場合は追徴される
差出人が異なる場合	・ 同日に 2 以上の差出人より、同じ内容の郵便物を輸入する場合 ⇒ 合算課税

出所：韓国関税庁ホームページ「関税行政案内」をもとに作成

<虚偽申告、滞納者に対する税金徴収・処罰基準強化>

2013 年 1 月 1 日から施行されている「関税法」では、輸入申告の虚偽申告や関税の滞納者に対する処罰基準が強化された。

税関長が賦課・徴収する内国税などの滞納が発生した場合、徴収の効率性などを考慮して必要と認められる場合、納税義務者の住所地（法人の場合は、登記上の本店所在地）の管轄税務署長がその滞納額を徴収できる（「関税法」第 4 条第 2 項、新設条項 2013. 1. 1）。

税関員の質問に虚偽の供述をする、あるいは職務の執行を拒否または忌避した者、不正当な方法により輸入申告必証の交付を受けた者などに対し、1,000 万ウォン以下の罰金が賦課される。（ただし、過失による違法の場合は 200 万ウォン以下である）（「関税法」第 276 条第 4 項および第 5 項、新設条項 2013. 1. 1）。

また、滞納者の人的事項、滞納額に関する情報（資料）を信用情報機関または信用情報提供企業などに提供できる（「関税法」第 44 条）。

<通関後の履歴管理>

関税庁長が指定する「流通履歴申告物品⁴⁰」を外国から輸入する者および韓国内で取引する者は、流通段階別取引明細（流通履歴）を関税庁長に申告する必要がある（「関税法」第 240 条の 2）。また、関税庁長が、流通履歴申告義務者の流通履歴調査が必要であると認める場合には、税関公務員は関連資料または書類を閲覧できる（同法第 240 条の 3）。

⁴⁰ 「関税庁告示 第 2013-69 号」（改正 2013. 9. 16）の[別表 1]

VI. 各記載内容の根拠法

■ 「関税法」、「関税法施行令」、「関税法施行規則」		
・ 関税、通関全般を定める法律		
関税法		http://goo.gl/TCQmJJ （韓国語）
	改正	2013. 1. 1（一部改正）
	施行	2013. 10. 1
関税法施行令		http://goo.gl/sSGXIt （韓国語）
	改正	2013. 11. 5（一部改正）
	施行	2013. 11. 5
関税法施行規則		http://goo.gl/rUxrqs （韓国語）
	改正	2013. 11. 5（一部改正）
	施行	2013. 11. 5
担当所管		企画財政部 関税制度課
電話		+82-44-215-4411（韓国語対応）
Homepage		http://goo.gl/px1lG7 （日本語翻訳ページ）

■ 関税庁ホームページ「関税行政案内」	
・ 関税、通関関する情報提供	
Homepage	http://goo.gl/7Ro5W3 （日本語翻訳ページ）
電話	+82-2-1577-8577（関税庁顧客相談センター、韓国語対応）

■ 関税庁法令情報システム	
・ 関税庁告示、行政規則、書式などを提供	
Homepage	http://goo.gl/eURRHG （日本語翻訳ページ）
電話	+82-2-1577-8577（関税庁顧客相談センター、韓国語対応）

小口貨物の通関・関税制度（韓国）

2013 年 12 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.